

第9回 NPO法人会計講座

令和元年11月

こんにちは、宮崎県生活・協働・男女参画課です。

さて、今回は、固定資産に行く

減価償却（げんかしょうきやく）という会計処理について、御説明します。

「減価償却」って、聞いたことはありますか？

もしかしたら、「聞いたことある！！」って方がいるかもしれませんね。

会計の世界では、結構「メジャー」な会計処理ですので、

今回の講座で、イメージできるようになっていただきたいです☆



☆減価償却とは・・・！！

減価償却とは、車や建物、備品などの「固定資産」に行く会計処理です。

例えば、あなたが10年前に150万円で車を購入したとして、その車は、10年後の今も、帳簿上150万円の価値があるでしょうか？

→答えは・・・NOです。

車は長い期間使えますが、乗れば乗るほど、あるいは年数がたてばたつほど、あちらこちら痛んできますよね！！

そのため、帳簿上の価値はどんどん減っていきます！！

だから、その価値の減少分を

帳簿に反映させる（減らしていく）会計処理を減価償却といいます。

(注) ただし、土地は固定資産ですが、使えば使うほど価値が下がるものではないので、すべての固定資産が減価償却の対象ではないことに御留意ください。

減価償却の仕訳について

まず、重要なポイントとしては、
減価償却の仕訳は、年1回。年度末に決算処理として行います。

例えば、「物を買った。」「給料を支払った。」「お金を借りた。」などのような、
日常の企業活動については、年中、その行為を行った都度、仕訳を行いますが、

減価償却の仕訳は、年1回。年度末の決算処理としてに行います。
(このような決算のために行う会計処理を「**決算整理仕訳**」といいます。)

減価償却には、いくつかの計算方法があるのですが、
一番シンプルな「**定額法**」を御説明します。

定額法とは・・・毎年決まった額（定額）の価値を減らしていく方法です。

今年度当初に購入した車を減価償却する事例で御説明します。

事例) 今年度当初に購入した車	
購入時の価格	100万円
耐用年数	5年
残存価額	10万円

- ・ **耐用年数**とは、使用できることが想定される期間のことです。
この事例では、5年間と設定しています。
- ・ **残存価額**とは、耐用年数経過時の価値の見積額です。
この事例では、5年後には10万円の価値になるだろうと見積もっています。

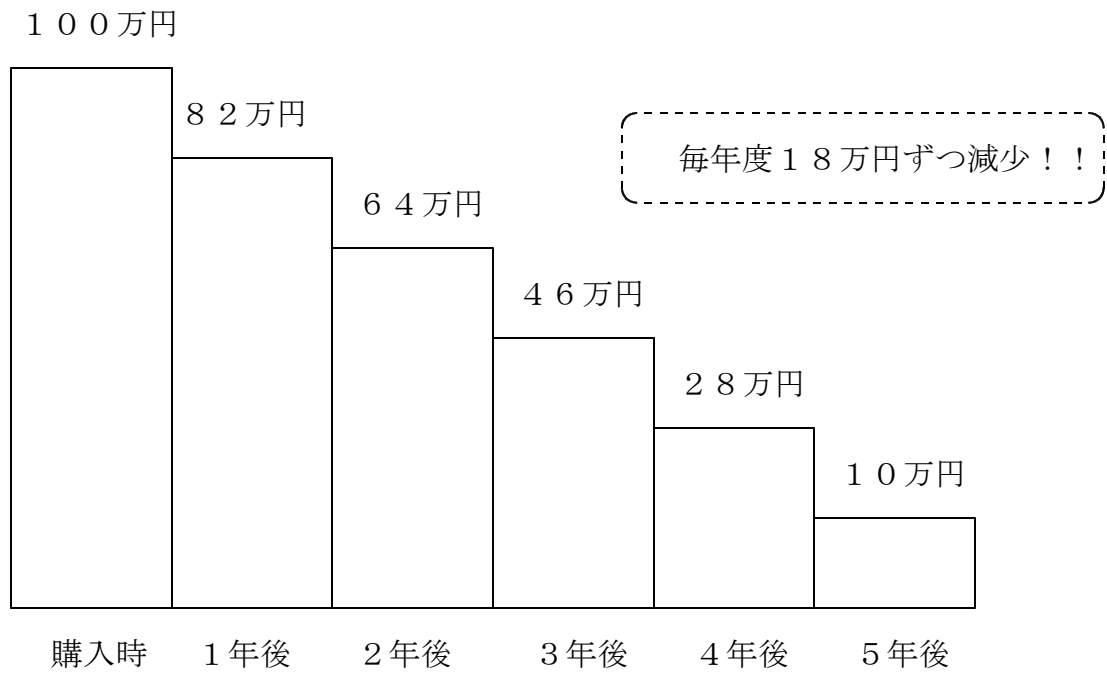
1. まず、減価償却額（減らす額）を計算します。

ステップ1) 5年間の期間で減少する価値の総額を計算します。

$$100\text{万円 (購入額)} - 10\text{万円 (残存価額)} = 90\text{万円 (←これです)}$$

ステップ2) 次に、①で計算した減少する価値の総額を耐用年数で割ることで、
1年当たりの減価償却額を算定します。

$$90\text{万円} \div 5\text{年間 (耐用年数)} = 18\text{万円 (年当たりの減価償却額)}$$



(一口メモ) 10年後の車の価値とは・・・

P1に記載した次の例えをもう一度掲載します!!

例えば、あなたが10年前に150万円で車を購入したとして、
その車は、10年後の今も、帳簿上150万円の価値があるでしょうか?

→答えは・・・NOです。

もしかしたら、この説明に違和感を感じた方もおられるかも知れません。

例えば、

「10年たったら、逆に希少価値が付いて高く売れることもあるんじゃない?」とか

「父から就職祝いで買ってもらった思い出の車だから、

10年後も私にとっては150万円の価値のままだよ。」とか・・・

もう一度説明文をよく見て下さい。「帳簿上」150万円と書いてありますよね。

「帳簿上」というのがポイントです。

確かに「希少価値」が付いて、むしろ高く売れることがあるかも知れませんが、それは、帳簿上の価値(簿価)ではなく「時価」という別の価値基準になります。

また、「思い出の車」というのは尊いものではありませんが、あくまで、個人の価値観によるものなので、これも帳簿上の価値（簿価）とは別の価値基準になります。

あくまで、減価償却は「帳簿価額」（簿価）に作用する会計処理なのです。

今回はここまでにします。

次回は、なぜ減価償却を行うのか？についてももう少し説明します。
お疲れ様でした！！